

## ご挨拶

歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議座長 江藤一洋

ご紹介いただきました、「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の座長をやっております江藤でございます。

本日は袖山文部科学省医学教育課長にお見えいただいております、ありがとうございます。

今回のこのシンポジウムでございますが、ただいまの袖山課長からお話ございましたように、歯学教育の質の保証でございます。それでは、今までとどう違うのか、1990年代初めから自己点検評価が始まり、それから第三者評価、さらに大学評価機構や大学基準協会等による機関別評価、そういったことがずっと行われてきました。今回分野別評価ということで認証制度の導入ということになっております。今までと何が違うのかということです。今までの評価では説明責任、いわば資料さえ整えれば、評価をクリアーできる面がありましたが、今回の認証制度は今までよりさらに厳密にやろうということだと思います。説明責任の次にある目標達成の挙証責任、証拠を挙げて達成度を示すことであろうと思っております。この挙証責任というのは誰に対する責任か、当然これは国民に対する責任であります。国立大学は、税金を使っていますから当然責任がありますし、私立大学も私学助成を補助されているところは当然責任があります。貰ってないところは責任はないのかと。責任はあります。どういう責任かということ、歯科大学、歯学部の卒業生は、歯科医師国家試験を受験できるという権利を国民から付託されているわけです。そういった権利を有するからには当然責任がありますので、その責任をはたす意味で、証拠を国民に示し、国民がその結果を判定すると。ただこの制度は文科省が一方的にやれという、そういうシステムではなくて、ここに参加されている各大学の総意で作り上げ、それを文科省が支援するという、あくまで各大学の自主性を尊重する制度作りであります。それからもうひとつ、国際標準という言葉がいろんなところに出てきております。国際標準というのは日本が追随する問題ではなくて、世界的に歯学教育の質保証が競争的になっている状況の中で日本の歯学教育がそういった国際競争に伍していける人材育成体制を構築するというのもこの認証制度のひとつの役割であろうと思っております。

そういったわけで、今日 5 時までの長時間にわたりますけれども、最後までご清聴の程よろしく願います。